

いるものである。すなわち、善管注意義務を負う場合には、開示関係役務提供者としては発信者の権利侵害が起こらないようにあらゆる手段を尽くすことが求められているのであって、その内容のひとつとして発信者の意見聴取も含まれるが、とるべき手段としてはそれに限られるわけではない。また逆に意見聴取ができないような場合であれば、他に適当な方法によって発信者の利益を確保することが可能であれば、それを尽くせば善管注意義務を果たしたことになる場合もあろう。

(3) 用語の説明等

① 「前項の規定による開示の請求を受けたときは」

「前項の規定による開示の請求」とは、第1項に規定されている発信者情報開示請求を意味する。

② 「当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き」発信者と連絡を取ることができない場合には、発信者の意見を聴取することが客観的に不能と言うべきであるから、このような場合には、意見聴取義務を課さないこととした。ここで、「できない」とは、客観的に不能な場合を意味し、合理的に期待される手段を尽くせば連絡を取ることが可能であったような場合には「できない」には当たらない。意見聴取の一定の期間を要する場合であっても、開示が遅延したことによる損害については、本条第4項で免責されることに照らすならば、意見聴取をすべきということになる。なお、仮にいかなる手段を用いても意見聴取が不能というような場合であっても、開示関係役務提供者としては、発信者の権利を不当に害することのないよう、善良な管理者の注意義務をもって行動することが期待されることはいうまでもない。

また、「特別の事情がある場合」とは、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、第1項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むものである。このような場合には、第1項の開示請求に関する対応において、特に発信者の意見を確認する実質的な必要性がなく、こうした確認をせずとも発信者の権利利益を不当に侵害することにはならないと考えられるため、本項の義務の対象外とするのが相当であると解される。

③ 「開示するかどうかにつき当該発信者の意見を聴かなければならない」

開示関係役務提供者は、発信者に対し、開示を求める者から開示請求を受けた場合には、当該開示請求への対応如何について意見を聴く必要がある旨を定めるものである。意見の聴取に対して一応の根拠を示して反論の根拠が示されたような場合には、「権利を侵害されたことが明らか」とはいえないのであるから、請求を拒絶しなければならないこととなる。

本項は、開示請求を受けた場合の義務として、その後にとるべき手続の一切について、発信者の意向を聴くべきことを定めているものである。具体的には、開示請求に応じることの是非はもとより、弁護士を選任や訴訟における攻撃防御方法の提出等の個別具体